

議案第60号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後									
<p>第1条 略</p> <p>（手数料を徴収する事務及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 手数料を徴収することとなる事務及び手数料の額については、別表第1から <u>別表第7</u>までのとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第6まで 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（手数料を徴収する事務及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 手数料を徴収することとなる事務及び手数料の額については、別表第1から <u>別表第8</u>までのとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第6まで 略</p> <p><u>別表第7（第2条関係）</u></p> <p>大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）の規定に基づく許可に係る手数料</p> <table border="1" data-bbox="1173 1209 2011 1350"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="1173 1209 1655 1257">事務の名称</th><th data-bbox="1655 1209 2011 1257">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1173 1257 1384 1305">大阪府屋外</td><td data-bbox="1384 1257 1655 1305"><u>アドバルーン</u></td><td data-bbox="1655 1257 2011 1305">1個につき650円</td></tr><tr><td data-bbox="1173 1305 1384 1350">広告物条例</td><td data-bbox="1384 1305 1655 1350">広告幕</td><td data-bbox="1655 1305 2011 1350">1枚につき350円</td></tr></tbody></table>	事務の名称		金額	大阪府屋外	<u>アドバルーン</u>	1個につき650円	広告物条例	広告幕	1枚につき350円
事務の名称		金額								
大阪府屋外	<u>アドバルーン</u>	1個につき650円								
広告物条例	広告幕	1枚につき350円								

第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項の許可の申請（政治資金規正法(昭和23年法律第94号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可の申請を除く。）	立看板		1枚につき200円
	はり紙又ははり札		100枚につき250円
	広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2平方メートル未満のもの	1件につき450円
	2平方メートル以上5平方メートル以下のもの	1件につき1,000円	
	又は表示された広告物を含む。）	5平方メートルを超えるもの	1件につき1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額

備考

別表第7 略

- 1 第3条の規定にかかわらず、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。
- 2 はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

別表第8 略

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。